

用語の解説

この報告書における用語の意味は、次のとおりである。

擬制世帯 世帯主は国保の被保険者ではないが、世帯員に国保の被保険者がいる世帯

擬制世帯主 擬制世帯の世帯主

所得割額 課税標準額に応じた算定額

資産割額 固定資産税額等に応じた算定額

均等割額 被保険者数に応じた算定額

平等割額 世帯数に応じた算定額

旧ただし書き方式 旧地方税法第292条第4項ただし書きの課税総所得金額と同じ方式によって算定され、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号に規定されているもの。一般に低所得者が多いと言われる国保保険者では、課税所得の範囲が広い当該方式で所得割額を算定することとしている。

所得 本報告書における「所得」とは、「総所得金額及び山林所得金額」（地方税法第314条の2第1項）に「雑損失の繰越控除額」（地方税法第313条第9項）と「分離譲渡所得金額」（地方税法附則第34条第4項または同法附則第35条第5項及び同法附則第35条の2第6項など）を加えた所得総額（基礎控除前）に相当するものである。

※令和元年以前と令和2年以降では、公的年金等控除額及び基礎控除額が異なるため、時系列で比較する際は留意が必要。

課税標準額 本報告書における「課税標準額」とは、「所得」から地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除を行った後の額（いわゆる旧ただし書き所得）のことである。

賦課方式 保険料（税）を賦課する方法

4方式 所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を賦課

3方式 所得割額、均等割額、平等割額を賦課

2方式 所得割額、均等割額を賦課

分離譲渡所得 土地・建物や株式等を譲渡して得た所得

（土地・建物長期・短期譲渡所得、株式等譲渡所得など）

公的年金等控除 所得の計算において、公的年金等の所得から控除される額

平成17年分～令和元年分：65歳未満で年金収入130万円未満の場合70万円

65歳以上で年金収入330万円未満の場合120万円

令和2年分以降：65歳未満で年金収入130万円未満の場合60万円

65歳以上で年金収入330万円未満の場合110万円

基礎控除 地方税法第314条の2第2項の規定による、全ての納税者が総所得金額等から控除される額

平成7年分～令和元年分：33万円

令和2年分以降：合計所得金額に応じて0円～43万円

保険料（税）算定額 所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合算額

軽減額 低所得者に対する保険料（税）の軽減額

国保世帯の前年所得により軽減判定され、応益保険料（均等割、平等割）につき所定割合分の保険料（税）が軽減される。

本報告書においては次のとおり集計している。

2割軽減 2割軽減のみ集計

5割軽減 3割軽減、4割軽減、5割軽減を集計

7割軽減 5割軽減（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第5号に定めるもの）、6割軽減、7割軽減を集計

未就学児均等割軽減 未就学児に対する均等割保険料（税）の軽減。

国民健康保険に加入している世帯の未就学児に係る均等割保険料（税）について、その5割（他に軽減がある場合は軽減後の5割）を公費により軽減するもの。

減免額 条例、規約に基づく災害等による保険料（税）の減免額

賦課限度額 条例に基づく保険料（税）の上限額

保険料（税）調定額 保険者が歳入の内容を調査して収入金額を決定する額であり、保険料（税）算定額から軽減額、減免額、賦課限度額を超える額を差し引いた額

収納率 保険料（税）の収納額を調定額で除した割合

保険料（税）賦課特例措置 後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう講じられた措置

旧国保被保険者合算軽減 制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより世帯の国保被保険者が減少しても、国保から移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて軽減所得の判定をするもの

平等割半額、1/4軽減 制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより国保単身世帯となる者について、平等割額を半額又は1/4軽減するもの

被扶養者であった者に対する緩和措置 制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の者について、応能保険料（所得割、資産割）を当分の間賦課せず、応益保険料（均等割、平等割）を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り半額にする等の措置を講じたもの

後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律第118条第2項に基づき保険者が社会保険診療報酬支払基金に対して納付するもの

介護納付金 介護保険法第150条第2項に基づき保険者が社会保険診療報酬支払基金に対して納付するもの

短期被保険者証 保険料（税）を滞納している世帯主に対して交付する有効期限が通常よりも短い被保険者証をいう。ただしその世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の被保険者証の有効期限は 6 ヶ月以上としなければならない。保険医療機関等では通常の被保険者証と同様に療養の給付を受けることができる。

資格証明書 保険料（税）を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料（税）を滞納している世帯主に対して交付するもの。ただし、その世帯に属する 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者に対しては有効期限を 6 ヶ月とする短期被保険者証を交付することとなっている。保険医療機関等での療養の給付が行われず、世帯主の申請により事後的に特別療養費として給付されることとなる。

特例対象被保険者等 失業者のうち倒産、解雇等自分の意思によらず突然職を失ったような非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間保険料の算定に当たり、前年所得のうち給与所得を 100 分の 30 とみなすことにより保険料を軽減するとされる者のこと。対象となるのは、被保険者もしくは特定同一世帯所属者で、雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者、または雇用保険法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有する者のいずれかに該当する場合である。